

## 働き方改革実行の就業規則と関連労働法規への対応

■ 就業規則の作成及び届出の義務は、次の労働基準法第 89 条に規定されております。

(作成及び届出の義務)

**第 89 条** 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

1. 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
2. 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
3. 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- 3 の 2. 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
4. 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
5. 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
6. 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
7. 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
8. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
9. 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
10. 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

## ■ 就業規則への記載事項

- ・労基法89条の条文に明記されている第1項第1号から第3号の2までの列記事項は、就業規則作成時には必ず記載しなければならない絶対的記載事項です。
- ・第4号から第10号まで列挙されている事項は、定めをする場合には必ず記載すべき事項即ち相対的必要記載事項です。
- ・それらとは別に企業独自に規定しておくべき事項即ち任意的記載事項等があります。

### 任意的記載事項

┃ 任意的記載事項としては次のようなものがあり、これらの内容が企業の実情に合い  
いかに充実しているかが非常に重要な規定となります。

- ① 服務規律、誠実勤務、守秘義務、指揮命令等に関する事項
- ② 人事異動に関する事項（配転・転勤・出向・派遣・転籍）
- ③ 施設管理、信用保持、秩序維持等に関する事項
- ④ 在籍中の競業の可否、退職後の競業についての制限等に関する事項
- ⑤ 職務上の発明発見の取扱いとその対価に関する事項
- ⑥ 職務区分、職制に関する事項
- ⑦ 情報管理に関する事項
- ⑧ 相互協力関係、能率維持に関する事項

### 他の法令による就業規則への必要な記載事項

- 就業規則と「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」
- 就業規則と「育児・介護休業法」
- 就業規則と「パート労働法」
- 就業規則と「労働契約法」

### 就業規則見直しのポイント

- Ⅲ 休職規定
- Ⅲ 服務規定
- Ⅲ セクハラ規定、パワハラ規定
- Ⅲ 休日・休暇を含めた労働時間の決定方法
- Ⅲ 賃金規程と時間外労働の見直し（基本給と固定残業の見直し）

## 働き方改革への取り組みの背景と課題

近年、急速に進化し続けるAI（人工知能）、ロボット、IoT（モノのインターネット）による変革が加速し、世界的な大競争時代に突入しており、インダストリー4.0（第4次産業革命※ドットイ）が重要なテーマとなっております。

日本に於ける「人口減少問題」への対応、働き方の抜本的改革によるライフスタイルや企業文化を変革させようとするものです。

第4次産業革命により人類はこれから驚くような速さで科学技術の進歩による生活環境が変革されていくものと想像されます。

## 働き方改革の意義

- ≡ 「働き方改革」は長時間労働の是正だけでなく、将来的に我が国の少子高齢化による人口減少、取分け産業労働力人口不足への不安が払拭できないところにあります。
- ≡ 人材が不足していく状況に対し、事業の継続的な成長やCSR(社会貢献)、顧客からの高い評価や国内外での競争力を維持していくためには、優れた人材の最大限な活用、高い生産性の実現への仕組みづくりなどが必要とされます。
- ≡ 社員一人ひとりが高いモチベーションを維持して能力を発揮できることが重要です。
- ≡ そのためには働き方の改善、多様性の推進、中途入社受け入れ体制の強化、スキルやキャリアの開発などいくつかの施策が求められます。



## 働き方改革の実現

➤ 工程表による分類

● 働く人の視点に立った課題 ● 検討テーマと現状 ● 対応策の3つに分類され

更に 待遇の改善（賃金など）

┆制約の克服（時間・場所など）

┆キャリアの構築 などに 3 分類され、検討テーマは 9 分類 対応策は 19 分類された一覧表で構成されています。

工程表の内容  [〔働き方改革実行計画〕（工程表）](#)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/pdf/kouteihyou.pdf>

### 働き方改革の実現～ロードマップ

政府が、平成 29 年 3 月 28 日発表した「働き方改革の実現」の 9 つの柱として次の計画がロードマップ（工程表 2017 年～2027 年）付きで挙げられています。

1. 非正規雇用の処遇改善

2. 賃金引上げと労働生産性向上

3. 長時間労働の是正

4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

5. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進

6. 外国人材の受入れ

7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備

8. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定させない教育の充実

9. 高齢者の就業促進